

本Q&A集は第2期までの運用についてお示したものです。
平成30年4月27日付けでお示している第3期QA集では第2期QA集から主に以下の点を修正していますので、基本的には第3期QA集(※1)をご参照ください。

- ・第3期の運用に即した記載に修正
- ・制度発足10年を迎え、想定されにくい質問の削除(※2)

※1 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204930.html>

※2 第3期QA集では削除したものの、運用に変更はないため、こちらについては、引き続き第2期QA集をご参照ください。

特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A集

7. 特定健診・特定保健指導に係る自己負担分の医療費控除の取扱いについて

No	質問	回答	更新
1	特定保健指導における積極的支援について、市町村等実施主体が対象者に対して自己負担を求めない場合(自己負担額は0円)、特定健診に係る自己負担分は医療費控除の対象となるか。	特定保健指導における積極的支援に係る自己負担額が発生しない(自己負担額が0円)であっても、「特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについて(平成20年5月19日健発第0519004号、保発0519001号)」別添1における「1 医療費控除を受けられる者」に掲げる要件を満たす者であれば、特定健康診査に係る自己負担分については、医療費控除の対象となる。 なお、本件において特定健康診査の医療費控除を受ける場合は、特定保健指導の自己負担額が0である証明が必要になる。また、特定健康診査では自己負担額が発生せず、特定保健指導で自己負担額が発生する場合は、特定保健指導の領収書のみで差し支えない。	H20.9.30
2	質問No.1のケースの者(医療費控除の対象者であるが、特定保健指導に係る自己負担額が発生せず、特定健診に係る自己負担額が発生している場合)について、医療費控除の対象者である旨の証明をどうすればよいか。	本件については、「特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについて(平成20年5月19日健発第0519004号、保発0519001号)」別添1の3(2)に掲げる内容を盛り込んだもの(特定保健指導に係る費用のうち自己負担額を0円と記載する)にて証明するものとする。	H20.6.18
3	医療費控除の対象者となる者が、特定保健指導の積極的支援を受けることとなった健診が人間ドックであった場合に、特定保健指導に係る自己負担分とともに、当該人間ドックに係る自己負担分も医療費控除の対象となるか。	本件については、特定健康診査の検査項目を包含する人間ドックであれば、その自己負担分は医療費控除の対象となる。	H20.6.18
4	特定健診と特定保健指導の実施がそれぞれ異なる年(例えば、特定健診は平成20年に実施、特定保健指導は平成21年に実施)であった場合、医療費控除の対象となる者はどのように申告すればよいか。	当該ケースについては、特定保健指導の自己負担額は、平成21年分の医療費控除の対象とされるが、その特定保健指導に係る特定健康診査の自己負担額は、平成20年分の医療費控除の対象となる。なお、平成20年分の所得税において特定健康診査の自己負担額について医療費控除の適用を受ける場合には、その自己負担額の領収書と積極的支援に係る領収書の写しを確定申告書の提出の際に添付又は提示することとなる。	H20.6.18
5	当市の保健指導は、衛生部門が直営で行い自己負担がない。医療費控除について条件はあるものの、保健指導にかかる費用が0である証明を交付した上で、保健指導のもととなった人間ドックにかかる費用が、医療費控除の対象になるとあるが、保健指導にかかる費用が0である証明は、国保部門、衛生部門どちらが交付するのか。保健指導の終了を問わず発行すべきなのか。 また、4月から発行されている人間ドック領収書に、国税庁のいう項目がない場合は、健診機関にて領収書の加筆等をおこなうのか。	特定保健指導に関わる領収書の発行は、特定保健指導を実施する部門が発行する。自己負担額は原則として初回時に全額徴収し、領収書を発行するが、途中で終了した場合等においては、その時点で精算処理がなされ、修正した領収書が発行されることとなる。また、確定申告に添付する領収書には、「特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについて(照会)」の「3-(2) 特定保健指導の領収書に記載されているべき必要な事項」がすべて記載されている必要がある。	H20.6.27
6	特定保健指導の領収書に記載することとされている「特定保健指導の実施責任者名」は、実施機関において保健指導を統括する者や実施機関の代表者の氏名でも構わないのか。	領収書において、特定保健指導の実施責任者名の記載を求める趣旨は、初回時面接や、6ヶ月後の実績評価等を実施し指導期間中を通じ指導対象者を責任もって支援・管理する医師、保健師等指導者の氏名を記載することにより、指導対象者が当該指導者による特定保健指導を受けたことを証明する点にある。 したがって、領収書には統括者や実施機関の代表者ではなく、特定保健指導支援計画を作成し、現に保健指導を実施する者の氏名を記載していただきたい。	H20.9.30